

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 4 月 19 日（火）第3205号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 1
○基本測量の実施（監理課取扱い） 1
○公共測量の終了（7件）（監理課取扱い） 1

公 告

- 平成28年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 2
○鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告（雇用労政課取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町3629番（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 作業の期間 平成28年 4 月 19 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 作業の地域 志布志市，三島村，大崎町及び東串良町

鹿児島県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地方法務局長から平成28年 1 月 12 日鹿児島県告示第26号で告示した公共測量の実施は、

平成28年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から平成28年 1 月 22 日鹿児島県告示第69号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成27年11月 6 日鹿児島県告示第976号で告示した公共測量の実施は、平成28年 2 月 29 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成27年 9 月 11 日鹿児島県告示第839号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第463号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、日置市長から平成27年 8 月 21 日鹿児島県告示第772号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 17 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志布志市長から平成27年 8 月 21 日鹿児島県告示第771号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 18 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成27年11月 4 日鹿児島県告示第971号で告示した公共測量の実施は、平成28年 3 月 24 日終了した旨の通知があった。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

平成28年度製菓衛生師試験公告
製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成28年度製菓衛生師

試験を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 19 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の日時

平成28年 6 月 20 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

2 試験の場所

鹿児島県自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による 1 級又は 2 級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したものの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において 3 年を超えているもの又は同日後 3 年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前 6 月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 7 センチメートル、横 5 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成28年4月22日（金）から同年5月18日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年5月18日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書用の紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第44期鹿児島県労働委員会委員の任期が平成28年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第45期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

平成28年4月19日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

(1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。

(2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 第45期鹿児島県労働委員会委員の任期

平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間

4 推薦に基づき任命する委員の数

使用者委員 5人

労働者委員 5人

5 推薦手続

候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体

ア 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）

- イ 履歴書（別記第 2 号様式）
- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合
 - ア 労働者委員候補者推薦書（別記第 3 号様式）
 - イ 履歴書（別記第 2 号様式）
 - ウ 労働組合法施行令第21条第 3 項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間
 - 平成28年 4 月 19 日（火）から同年 5 月 19 日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - なお、送付の方法により提出する場合は、平成28年 5 月 19 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
使用者団体名
代表者氏名

印

第45期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

第3号様式

労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
労働組合名
代表者氏名 印

第45期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年4月19日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRスーパーマン～Limit・Break～KG	株式会社大一商会	6P0173
ぱちんこ遊技機	CR鬼浜STA	ベルコ株式会社	6P0052
ぱちんこ遊技機	CR鬼浜STL	ベルコ株式会社	6P0104
ぱちんこ遊技機	CR鬼浜XST	ベルコ株式会社	6P0148
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーアクエリオンEVOLY	株式会社三共	6P0181
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ アクエリオンEVOL39	株式会社三共	6P0200
ぱちんこ遊技機	CRアニマルパラダイスZCD	株式会社三洋物産	6P0225
ぱちんこ遊技機	CRモモキュンソード3 MA2	株式会社ソフィア	6P0231
回胴式遊技機	ナイツ2/CC	山佐株式会社	5S1311
回胴式遊技機	スーパープラネットDX/CC	山佐株式会社	5S1487
回胴式遊技機	デビルメイクライクロス/ZY	株式会社エンターライズ	6S0161